

## 「違法伐採対策に関する自主行動規程」

### （目的）

第1条 日本家具保証協会（以下協会）は、「違法に伐採された木材は寺社の製品に使用しない」という政府の基本理念に基づき、政府等調達する木材関連部分の対象を「合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品」に限ることにし、その徹底を図るため、違法伐採対策に関する自主行動規程（以下規程）を設ける。

### （供給促進と普及啓発）

第2条 協会は、会員の事業者が合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の供給を促進し、その普及啓発に尽力し、指導する。

### （事業者の認定）

第3条 協会は、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明（団体認定）方法に関して、合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施規程を定め、協会会員の事業者の認定を行うとともに、その証明した製品の供給を促進するものとする。

### （関連団体との連携）

第5条 協会は、違法伐採対策の実施にあたり、必要に応じて、他の木材産業関係団体及び環境推進団体等との協力、連携を図る。

### （情報の公開）

第6条 協会は、この規程に基づく取組み状況を必要に応じて当該事業者の概要を公表する。

### （改廃）

第7条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決定による。

付則1 この規程は、平成18年9月8日から施行する。